

食品安全委員会第 304 回会合議事録

1. 日時 平成 21 年 10 月 8 日（木） 13:59～14:47

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク

管理機関からの説明について

・遺伝子組換え食品等 2 品目

①イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9（食品・飼料）

②乾燥耐性トウモロコシ MON87460 系統（食品・飼料）

（厚生労働省及び農林水産省からの説明）

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

・「エトフェンプロックス」に関する審議結果の報告と意見・情報の

募集について

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について

・添加物「2-エチル-5-メチルピラジン」に係る食品健康影響評価につ

いて

(4) 食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象

について、食品安全基本法第 24 条の規定に基づき意見を求められた場

合の取扱いについて

(5) 食品安全委員会の 9 月の運営について

(6) その他

4. 出席者

(委員)

小泉委員長、長尾委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 熊谷新開 食品保健対策室長

農林水産省 池田畜水産安全管理課長

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、西村総務課長、北條評価課長、小野勧告広報課長、
酒井情報・緊急時対応課長、前田評価調整官

5. 配布資料

- 資料 1 - 1 食品健康影響評価について
- 資料 1 - 2 イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9 (食品) 及び乾燥耐性トウモロコシ MON87460 (食品) に係る食品健康影響評価について
- 資料 1 - 3 イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9 (飼料) 及び乾燥耐性トウモロコシ MON87460 (飼料) に係る食品健康影響評価について
- 資料 2 農薬専門調査会における審議状況について〈エトフェンプロックス〉
- 資料 3 添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈2-エチル-5-メチルピラジン〉
- 資料 4 食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第 24 条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて (案)
- 資料 5 食品安全委員会の 9 月の運営について

6. 議事内容

◆**小泉委員長** それでは、皆様おそろいようですので、少し早いですが始めさせていただきます。
ただ今から、第 304 回食品安全委員会会合を開催いたします。

本日は、5 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から、基準審査課新開発食品保健対策室の熊谷室長、農林水産省から、畜水産安全管理課の池田課長に御出席いただいております。

お手元にございます「食品安全委員会 (第 304 回会合) 議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

◆**西村総務課長** それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は 7 点でございます。

資料 1-1 「食品健康影響評価について」という、厚生労働大臣からの文書でございます。

資料 1-2、1-3 がその付属資料でございます。

資料 2 「農薬専門調査会における審議結果について」。

資料 3 「添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 4 「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第 24 条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて（案）」。

資料 5 「食品安全委員会の 9 月の運営について」。

以上でございます。不足の資料がありましたら、お申し出いただきたいと思います。

<p>(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明 について</p>
--

◆小泉委員長 よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。

最初に、「(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料 1-1 にありますように、厚生労働大臣及び農林水産大臣から、10 月 6 日付けで遺伝子組換え食品等 2 品目につきまして、食品健康影響評価の要請がありました。

厚生労働省の熊谷室長及び農林水産省の池田課長から説明をお願いいたします。

◆熊谷新開発食品保健対策室長 厚生労働省基準審査課新開発食品保健対策室の熊谷です。よろしく申し上げます。

それでは、遺伝子組換え食品「イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9」と「乾燥耐性トウモロコシ MON87460 系統」について御説明いたします。資料 1-1、1-2、1-3 がこの件に関する資料ですが、資料 1-2 に概要が記載されておりますので、こちらをお手元に御用意願います。

まず、イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9 についてです。

こちらは、平成 21 年 10 月 2 日付けで、遺伝子組換え食品の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法第 24 条第 1 項に基づく食品健康影響評価をお願いするものでございます。

本品種は、改変アセトヒドロキシ酸合成酵素遺伝子を導入したものです。イミダゾリノン系除草剤は、アセトヒドロキシ酸合成酵素の酵素活性を阻害いたしまして、その結果、バリン、ロイシン、イソロイシンなどの分岐鎖アミノ酸の合成を阻害するというので、これらのアミノ酸の欠乏によ

って生育ができなくなるというものでございます。

導入した改変アセトヒドロキシ酸合成酵素遺伝子により産生される改変アセトヒドロキシ酸合成酵素は、イミダゾリノン系除草剤の影響を受けずに、本剤の下でも活性を示すために、分岐鎖アミノ酸の合成が可能となりまして、本遺伝子を導入したダイズは、イミダゾリノン系除草剤に対する耐性が付与されます。

本品種の食品としての利用目的や利用方法は、従来のダイズと相違ございません。

なお、諸外国における申請状況でございますが、ブラジル、米国、カナダ、EU で、現在、安全性の審査中でございます。

次に裏面でございますが、乾燥耐性トウモロコシ MON87460 系統についてでございます。

こちらは、平成 21 年 10 月 1 日付けで、遺伝子組換え食品の安全性審査の申請がなされたことから、食品安全基本法第 24 条第 1 項の規定に基づく食品健康影響評価をお願いするものでございます。

本品種は、デント種トウモロコシに改変低温ショックタンパク質 B 遺伝子を導入したものでございます。これによりまして、後期栄養生長期から初期生殖生長期における乾燥ストレス条件下においても植物体の細胞が正常な機能を保つことができまして、乾燥時の収量の減少を抑制することができるというものでございます。

本品種の食品としての利用目的や利用方法は、従来のトウモロコシと相違ございません。

なお、諸外国における申請状況でございますが、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドで、現在、安全性の審査中でございます。

このたび評価をお願いするのは、以上 2 品種でございます。

以上です。

◆**小泉委員長** ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、お願いします。

村田さん、どうぞ。

◆**村田委員** 1つ教えてほしいんですけども、2番目の乾燥耐性トウモロコシです。今までの遺伝子組換え作物というのは、1つの酵素系を変えるとか、そういうものが多かったと思うんですが、こういう乾燥耐性というものは、今までにも日本では申請されているのでしょうか。

◆**熊谷新開発食品保健対策室長** こういう環境耐性の機能を付加した遺伝子組換え作物というの

は、今回の申請が初めてでございます。

◆**村田委員** 分かりました。ありがとうございます。

◆**小泉委員長** 外にございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、本2件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会、何かございますか。

◆**栗本事務局長** 済みません、農水省からの説明がございます。

◆**小泉委員長** ごめんなさい。では、農水省の池田課長、お願いいたします。

◆**池田畜水産安全管理課長** ありがとうございます。農林水産省の畜水産安全管理課長の池田でございます。

このたび食品健康影響評価をお願いいたしますイミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9の内容につきましては、先ほど、厚生労働省さんの方から御説明いただきましたとおりですので省略させていただきます。飼料としての利用方法ですが、遺伝子組換え体でないダイズと同様でございます、主に搾油後の油かすを家畜の飼料として用いるものでございます。

また、もう1件評価をお願いしてございます乾燥耐性トウモロコシ MON87460の概要につきましても、先ほど、厚生労働省さんの方から御説明いただきましたとおりですので省略させていただきます。飼料としての利用方法ですが、遺伝子組換えでないトウモロコシと同様、その穀粒を家畜の飼料として用いるというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◆**小泉委員長** 済みません、ありがとうございます。

ただ今の農水省の説明について、何か御質問はございませんか。すべて飼料に使うということのようです。

それでは、ただ今の2件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

熊谷室長、池田課長、どうもありがとうございました。

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

◆小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。

「(2) 農薬専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。

まず、担当委員の廣瀬さんから説明をお願いいたします。

◆廣瀬委員 それでは、資料2の8ページ「要約」を御覧ください。

「エトフェンプロックス」という農薬は、ピレスロイド系の殺虫剤でありまして、神経軸索におけるナトリウムチャンネルの正常な機能を阻害することによって殺虫効果を示すものであります。

各種の毒性試験結果から、エトフェンプロックス投与による主な影響は、まず肝臓では、ラットあるいはイスで小葉中心性の肝細胞肥大、ラットで前癌病変であります変異肝細胞巢の増加が見られました。

次に腎臓では、マウスで尿細管の好塩基性変化、血液系では、マウスで軽度の貧血等が認められております。また、甲状腺では、ラットの亜急性試験で甲状腺微小嚢胞、つまり過形成という意味ですけれども、これが増加しておりまして、より長期の発がん性試験では、嚢胞上皮細胞腺腫の増加が認められました。この原因としましては、肝臓における甲状腺ホルモン分解酵素 UDP-GT の誘導に伴う二次的な反応としての甲状腺刺激ホルモン TSH の増加が関与している可能性が示唆されております。

遺伝毒性は認められず、閾値の設定は可能であると考えられました。

神経毒性、繁殖能への影響、催奇形性は認められませんでした。

各種試験で得られた無毒性量の最小値は、マウスを用いました2年間発がん性試験の 3.1mg/kg 体重/日でありましたので、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.031mg/kg 体重/日を ADI と設定しました。

詳しくは、事務局から説明をお願いします。

◆北條評価課長 それでは、資料2に基づきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、4ページの「審議の経緯」を御覧いただきたいと思っております。

この農薬は、1987年に初回農薬登録をされております。

2005年11月に、ポジティブリスト制度の導入に伴いまして、暫定の残留基準値が設定されております。

今回の評価でございますが、まず、2003年7月に、清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価について、厚生労働大臣から要請がございました。

2009年2月、魚介類及び畜産物に対します基準値設定の依頼がございまして、これを受けまして、同年2月、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請がございました。基本法第24条第1項に基づく評価の要請でございます。

評価書の10ページから、「Ⅱ．安全性に係る試験の概要」がまとめられております。

今回の評価につきましては、農薬抄録とJMPRの資料を基に、毒性に関する主な科学的知見が整理されているものでございます。

まず、「1．動物体内運命試験」でございます。

ラットを用いました検討におきましては、「表1」にお示ししますように、 T_{max} は約5時間、半減期は20から30時間でございます。

吸収率は、本農薬はあまりよくなくて、体内吸収率は20から40%程度となっております。

吸収されますと、分布でございますが、副腎、肝臓、甲状腺、脂肪、卵巣、膵臓、腎臓に高く分布をするということでございます。

12ページは、代謝物に関する検討が行われております。

動物におけます主な代謝物といたしましては、ⅡあるいはⅢとなっております。

排泄は、13ページの「表3」にまとめられております。胆汁中排泄が最も多くて、その外は尿中排泄となっております。その他は糞中にそのまま排泄されるということでございます。

その下にございますが、ラットを用いました乳汁移行試験も行われておりまして、乳汁中にも移行することが確認されております。

ラット以外にも、イヌあるいはウシを用いた試験が実施されております。特に16ページのウシを用いた試験の結果は、投与開始3日後から最終投与1日後まで、乳汁中にエトフェンプロックスが検出されたということで、やはり乳汁移行性があることが分かっております。

19ページ、「2．植物体内運命試験」でございます。

19ページ以降、水稻を用いた試験成績、さやいんげん、ぶどう、なたね、レタスという作物についての検討結果がまとめられております。植物におけます主な代謝物は、主要代謝物Ⅳでございます。例えば、21ページの「表13」、「表14」を御覧いただければと思います。これは玄米あるいはもみ殻中の代謝物、わらの中の代謝物についてまとめているものでございますが、親化合物の外に主要なものとしてⅣがあるということがお分かりいただけると思います。

他の植物についても、やはり主要代謝物はⅣということでございまして、親化合物を除きますとかなりの量が残っているものでございます。

このIVでございますけれども、25 ページの「(3) ガラス表面光分解試験」というものが実施されておりますが、エトフェンプロックスは、光によりまして分解されまして、この分解物IVを生じることが確認されているところでございます。

毒性試験の成績につきましては、30 ページ以降にまとめられております。そのアウトラインにつきましては、先ほど廣瀬先生から御紹介があったとおりでございまして、本農薬の毒性の主なものといたしましては、甲状腺あるいは肝臓、腎臓への影響といったものが中心となっているところでございます。

また、繰り返しになりますが、ラットを用いまして発がん性試験におきまして、甲状腺ろ胞細胞腺腫が高投与量群で認められておりますが、そのメカニズムについては、廣瀬先生から御紹介いただいたとおりでございます。

その他、発生毒性試験あるいは遺伝毒性試験につきましては、すべて陰性という結果でございました。

この農薬の審議の過程で、専門調査会におきまして論点となっておりますものが、主要代謝物IVの取扱いでございます。今回、評価の要請がございましたのが、魚介類、畜産物への残留基準設定ということを目的とした食品健康影響評価になっておりまして、この主要代謝物IVの動物体内での生成、あるいは体内動態について十分に解明されていないということで、主要代謝物IVの毒性というもの、あるいは体内動態が不明ということで、このものをやはり暴露評価対象物として含めるべきではないかということが議論となっております。

そうした議論の結論といたしましては、43 ページの「Ⅲ. 食品健康影響評価」の下から2パラグラフ目の「植物における」というところに記載があるとおりでございます。

繰り返しになりますが、植物における主要代謝物IVの動物体内での生成や体内動態については、十分に解明されていない。しかしながら、ラットを用いた動物体内運命試験、90 日間亜急性毒性試験の結果から、代謝物IVの動物体内における代謝及び排泄は速やかであるということ、蓄積性は極めて低く、また、毒性は親化合物と同等あるいはそれ以下であると判断されている。

こういったことから、暴露評価対象物質については、親化合物と代謝物IVと設定することによって、食品を介したヒトへの安全性は確保されると考えられたという結論となっております。

ADI につきましては、44 ページに記載がございましたように、マウスを用いました発がん性試験のNOAELを根拠といたしまして、0.031mg/kg 体重/日をADIと設定するという結論となっておりますが、代謝物IVについて必ずしもまだ十分なデータがないということもございまして、44 ページの「なお」書きに記載のとおり、今後、適用拡大をする場合には、この代謝物IVに関する作物残留試験あるいは動物体内における生成を示す試験などの追加資料が必要であるということが付帯的

な意見として追加されているところでございます。

以上のような評価書の内容でございましたけれども、本評価書（案）につきましては、本日、委員会終了後、11月6日までの30日間、国民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、何か御意見・御質問がございましたら、お願いします。

よろしいですか。

少し教えていただきたいのですが、最後の評価結果の後ろに主要代謝物IVと書かれていますね。21ページの同じ実験で代謝物VIIIというのがかなりのパーセントで存在しているように思うのですが、この点に関しては検討する必要はないということなのでしょうか。

◆北條評価課長 IVというものがかなり広くいろいろなものについて出ているということで、このIVを中心として議論がされておりました。1つの目安といたしましては、10%を超える量が存在するようなものについて、それを暴露評価対象物質として取扱うというルールといたしましょうか、そういうこととなっております。そういう意味で、今回、IVが検討の中心になったということでございます。

◆小泉委員長 分かりました。ただ、稲わらの方はIVだけが10%を超えているのですが、「表13」の玄米の方はVIIIが14.1%あるのですが、それでも普遍的に存在するというのでIVを取り上げたということによろしいのでしょうか。

◆北條評価課長 調査会の方では、そのようなことで検討がされております。

◆小泉委員長 外に御意見ございませんか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

◆小泉委員長 次の議事に移ります。

「(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について」です。

添加物 1 品目に係る食品健康影響評価につきまして、専門調査会における審議が終了しております。

事務局から説明をお願いいたします。

◆北條評価課長 それでは、資料 3 に基づいて御説明いたします。

添加物「2-エチル-5-メチルピラジン」は、いわゆる国際汎用香料ということでございまして、評価書の 2 ページ、「審議の経緯」に記載がございますように、既に、添加物専門調査会におきまして評価が行われ、当食品安全委員会にその結果が報告をされまして、本年 7 月 16 日から 8 月 14 日まで、国民からの御意見・情報の募集の手続が行われたところでございます。

その後、9 月 17 日の食品安全委員会におきまして、厚生労働省から報告がございましたけれども、提出されました資料に一部修正すべき事項があるということで報告があったところでございます。

内容的には、評価書の 5 ページ、「1. 反復投与毒性」の 2 パラグラフ目でございますが、「なお」書き以降に記載をされております 90 日間反復投与毒性試験は、混合物 2-エチル-5-メチルピラジン、2-エチル-6-メチルピラジンの混合物を飼料といたしまして実施された毒性試験でございますけれども、その配合割合が誤記載により入れ違っているという報告があったところでございます。

このような報告があったことから、修正があったことの報告と改めて評価のお願いを添加物専門調査会に依頼することになりまして、本年 9 月 28 日開催の添加物専門調査会で、その検討が行われたところでございます。

その試験成績に誤りがあったということではございますけれども、専門調査会の検討の結果、このものについては、基本的には参考資料であるということと、この入れ違いによって毒性評価の変更は基本的にはないという結論をいただきました。したがって、最終的な食品健康影響評価の変更は必要ないということとなった次第でございます。

この評価書の後ろから 2 枚目の変更点でございますが、このような検討を含めまして、今回、評価書の修正をさせていただきます。修正をした上で、この検討結果につきましては、関係機関に通知をしたいと考えております。

なお、後ろから 3 枚目の「参考」にございますように、7 月 16 日から行われましたパブリック・コメントの結果、期間中に御意見・情報はございませんでした。

御説明は以上でございます。

◆小泉委員長 分かりました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、どうぞ。

村田さん、どうぞ。

◆村田委員 内容は全く問題ないんですけども、これは間違いがあったわけですね。これに対して、多分一番後ろに付いているものだと思うんですが、今後の対応といたしますか、そういうことがないようにということはあるんだと思うので、御説明いただけますでしょうか。

◆北條評価課長 今、御指摘のあったものは、最後のページに記載がございます、「3. 今後の対応」というところでございます。

厚生労働省としては、今後、このようなことをなくすために、提出された資料につきまして、厚生労働省としても確認をする。場合によっては、この被験物質の分析を国立医薬品食品衛生研究所の方に依頼いたしまして、確認をするということで、今後は、資料の信頼性の確保に万全を尽くしたいという報告を受けているところでございます。

◆村田委員 ありがとうございます。

◆小泉委員長 その他ございませんか。

それでは、本件につきましては、国民からの意見・情報の募集終了後に、厚生労働省から試験成績の誤りがあった旨の報告を受けまして、改めて添加物専門調査会において審議を行った結果、誤りがあった試験成績の引用箇所を修正はするものの、評価結果に変更を加える必要はないということとされました。

したがって、再度、国民からの意見・情報の募集を行うことなく、添加物専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、「食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。」とすることによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(4) 食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて
--

◆小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。

「(4) 食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安

全基本法第 24 条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」です。

事務局から説明をお願いいたします。

◆北條評価課長 それでは、資料 4 に基づいて御説明いたします。

既に食品安全委員会におきまして、一度、食品健康影響評価が行われているものについての評価依頼につきましては、本年 3 月でございますけれども、農薬と動物用医薬品につきましては、その取扱いというものが決められていたところでございます。

具体的には、資料 4 にも記載がございますように、「食品安全委員会において既に食品健康影響評価を実施した農薬の適用拡大等に係る取扱いについて（平成 21 年 3 月 19 日食品安全委員会決定）」と「食品安全委員会において既に食品健康影響評価を実施した動物用医薬品の再審査及び対象動物の追加等に係る取扱いについて（平成 21 年 3 月 19 日食品安全委員会決定）」の 2 つが定められていたところでございます。

その具体的な取扱いのルールは、2 枚目の「別添参考」に示されたものでございます。

その後、必ずしも農薬あるいは動物用医薬品だけではなくて、その他の専門調査会において審議の対象となるものにつきましても、同様の事例といいましょうか、事案が存在するということが分かりました。したがって、個々に取扱ルールを定めるのではなくて、そのような同様のものにつきまして、包括的に取扱いについて規定をまとめるという趣旨で、今回、御提案をさせていただいたものでございます。

具体的な内容については、農薬あるいは動物用医薬品のときに定めたものと同様でございますけれども、「1 新たな科学的知見の確認」を御覧いただきたいと思えます。

まず、「(1) 新たな科学的知見の存在が確認されないとき」。この場合は、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号の規定に該当するものと認められるということで、具体的に申しますと、これまでの結果と同様のものになるわけでございますが、そのものを関係各大臣に通知することができるものとするということとしております。

第 11 条第 1 項第 2 号の規定でございますが、2 ページ目の「参考」の「1 調査審議の考え方」に、今回の取扱いの仕分け表を記載させていただいておりますが、その中の「新たな科学的知見」、「存在が確認されない」、「可能性なし」のカラムに記載がございます、「1 (1) 明らか不要」の「(注 1)」を御覧いただきたいと思えます。「明らか不要」ということで、第 11 条第 1 項第 2 号のところに「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかである」と記載がされております。

追加データが全くないということであれば、前回、評価をした結果と全く同様であることが明らかでございますので、ここでその趣旨を読み込むということで、1 ページ目の (1) は、そのよう

な記載となっているところでございます。

一方、「(2) 新たな科学的知見の存在が確認される時」は、何らかの追加データが存在するときということでございます。この場合は、これまでの取扱いと同様に、委員長の指名する委員を中心といたしまして、これまでの評価結果に影響を及ぼすかどうかを検討することとなります。その結果、①既存評価結果に影響を及ぼす可能性がある認められるときは、専門調査会に調査審議を依頼するということになるわけでございます。

一方、②影響を及ぼす可能性がある認められないときは、委員会は、専門調査会による調査審議を経ることなく、委員会自らが評価対象を評価いたしまして、必要に応じて評価書を改訂し、その結果を諮問してきた機関に通知するという取扱いでございます。

なお(2)の真ん中の方でございます「ただし」書きでございますけれども、影響を及ぼすものであることが確実であるときは、当該検討を経ることなく、専門調査会に調査審議させるものとするという規定となっておりますが、この影響を及ぼすものであることが確実であるという事例は、例えば、追加されたデータで発がん性の結果が出ているとか、そのようなことを想定しているところでございます。

「2 国民からの意見募集」でございますが、これも農薬あるいは動物用医薬品のときと同様でございますけれども、評価結果に変更がないといった場合には、国民からの意見あるいは情報の募集という手続を採らないということを規定しているものでございます。

内容的には、3月にお決めいただいたものと変わっておりません。趣旨といたしましては、いろいろな関係案件につきまして、同様のものを包括的に読めるルールとしたという内容でございます。

参考までに、2ページに、「2 取扱いの流れ図」が記載されておまして、1ページで書かれている内容をフローとしてお示ししているものでございます。

説明は以上でございます。

◆小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、よろしく申し上げます。

私の方から、追加になるかもしれませんが、従来、動物用医薬品と農薬につきましては、やはりできるだけ適切で、しかも迅速にやるということが目的でして、この考え方をいろいろなものに拡大して使用するということが大きな目的と考えてよろしいですね。

◆北條評価課長 そのとおりです。

◆小泉委員長 それで、最初の農薬に戻りますが、実は、清涼飲料水でこの農薬は諮問がなされておりますね。しかし、現実には評価結果がまだ出ていない。農薬については、あと1か月後ぐらいのパブリック・コメント後に、清涼飲料水についてはどうなるのでしょうか。

◆北條評価課長 今回は限定的に急ぎで魚介類と畜産物の依頼があったということでございまして、その部分についてだけを返すということになって残ります。

通常ですと、全体的に評価をすれば説明がうまくないかもしれませんが、併せて評価をすることになるので、この清涼飲料水の部分も含めてお返しすることができるということでございます。

◆小泉委員長 本来ならばですね。清涼飲料水の方は、現実には、もっと早いうちに来ている。ややこしい感じですね。

◆北條評価課長 前にも御説明したかもしれませんが、2003年7月にはまとめて諮問がございまして、そのときは、実はデータがなくて諮問がございました。

◆小泉委員長 分かりました。

外に何か御意見ございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、資料4のとおり決定してよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

◆小泉委員長 では、この委員会で決定ということにいたします。

(5) 食品安全委員会の9月の運営について

◆小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。

「(5) 食品安全委員会の9月の運営について」です。

事務局から報告をお願いいたします。

◆西村総務課長 それでは、資料5に基づきまして、9月の運営状況について御報告申し上げます。まず、食品安全委員会の開催でございます。

9月3日には、3品目について、リスク管理機関から評価の要請がございました。

農薬専門調査会から2品目について報告があり、意見・情報の募集に着手することを決定しております。

また、2品目について、評価の結果をリスク管理機関に通知することを決めております。

8月の運営状況の報告、専門調査会運営規程の一部改正がございました。

9月10日には、農薬専門調査会から報告された1品目について、意見・情報の募集に着手することを決定しております。

また、評価の要請ということで、農薬1品目、動物用医薬品1品目について、リスク管理機関から説明があったところでございます。

9月17日には、冒頭、福島新大臣からごあいさつをいただいた後、1品目について、リスク管理機関から評価の要請がございました。

農薬専門調査会から1品目、遺伝子組換え食品等専門調査会から1品目につきまして、審議結果の報告があり、意見・情報の募集に着手することを決定しております。

また、今日、もう一度審議された添加物2-エチル-5-メチルピラジンの資料誤りについて報告がされたことを踏まえて、再度、添加物専門調査会で審議することとなっております。

その外、食品安全モニターからの報告、「食の安全ダイヤル」に関する報告がございました。

また、厚生労働省から、ジアシルグリセロール油の製造に責任を有している企業に関する報告がございました。

その外、9月9日には、窒息事故に関するワーキンググループが開催されております。

次に、専門調査会でございます。

企画専門調査会が9月29日。

リスクコミュニケーション専門調査会が9月16日。

添加物専門調査会が9月2日、7日、28日。

農薬専門調査会総合評価第二部会が9月1日。

農薬専門調査会確認評価第二部会が9月8日。

農薬専門調査会幹事会が9月11日。

農薬専門調査会総合評価第一部会が9月18日。

農薬専門調査会確認評価第一部会が9月30日。

動物用医薬品専門調査会が9月29日。

化学物質・汚染物質専門調査会の鉛ワーキンググループが9月8日。

微生物・ウイルス専門調査会が9月7日。

プリオン専門調査会が9月11日。

かび毒・自然毒等専門調査会が9月17日。

遺伝子組換え食品等専門調査会が9月14日。

新開発食品専門調査会が9月2日に開催されております。

最後のページは、「4. 意見交換会等の開催」でございます。

9月8日には、愛知県岡崎市で、ワークショップ。

9月1日には、滋賀県大津市で、リスクコミュニケーター育成講座（ファシリテーター型）が開催されております。

また、最後のところでございますが、今回から講師等の派遣についても御報告をさせていただくこととし、記載しております。

9月23日と26日に、それぞれ委員が講師として参加したパネルディスカッションなどがあったところでございます。

以上、御報告させていただきました。

◆**小泉委員長** ありがとうございます。ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問ございませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、外に議事はございますでしょうか。

◆**西村総務課長** 外にはございません。

◆**小泉委員長** これで本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

次回の委員会会合は、10月15日（木曜日）14時から開催を予定しております。

また、明日10月9日（金曜日）14時から、「農薬専門調査会総合評価第二部会」が非公開で開催。

来週14日（水曜日）13時30分から、「農薬専門調査会幹事会」が公開で開催される予定となっております。

それから、「食の安全ダイヤル」のお知らせですが、私ども食品安全委員会では、消費者などの皆様から、食品の安全性に関する情報提供、あるいは、お問い合わせ、御意見をいただくとともに、食品の安全性に関する知識を深めていただくため、「食の安全ダイヤル」というものを開設しております。

受付時間は、平日の 10 時から夕方 5 時までとなっております。また、メールでも受付を行っておりますので、是非御利用いただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第 304 回食品安全委員会会合を閉会といたします。

どうもありがとうございました。